

熊本地震により使用不能となった役場本庁舎に代わり、町では、昨年6月から町公民館および仮設プレハブ庁舎を中心として、被災された方々の生活再建支援をはじめ、復旧・復興事業を中心に業務を遂行してきましたが、町民の皆さまには、さまざまな手続きなどで大変な不便をお掛けいたしました。

この度、住民サービスの向上と業務効率化、また、役場本庁舎建て替えの準備のため建築を急いでおりました仮設庁舎が完成し、5月8日から業務移転の運びとなりました。つきましては、関係する各課の配置および主な管轄業務をお知らせします。

なお、**復旧事業課**については、**当分の間、町公民館南側の旧仮設プレハブ庁舎で業務を行います。**



**復旧事業課**

旧仮設プレハブ庁舎(町公民館南)  
農地・農業用施設・道路・河川・公共施設の復旧、建築、町営住宅、地震による宅地被害の復旧支援など

復興計画に基づく地区計画・区画整理事業・都市計画道路、復興まちづくり整備計画、県道熊本高森線4車線化、災害公営住宅など

**復興整備課**

都市公園の計画・整備、益城復興計画に基づく建設工事の道・里道・農道・林道・河川・調査など

**税務課**

り災証明書、課税、納税など

**【別館】**

**議会事務局**

議会本会議場  
町議会閉会中は大会議室となります。

**危機管理課**

防災・減災の強化、震災検証、震災情報、地域防災計画、受援計画等の策定、避難所対策など

**電算室**

